

飯塚市教育委員会告示第1号

飯塚市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱（令和6年飯塚市教育委員会告示第2号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会
教育長 桑原昭佳

飯塚市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、飯塚市立学校管理規則(平成18年3月26日飯塚市教育委員会規則第20号)第15条に基づき、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。</p> <p><u>(主務教諭の標準的な職務の内容)</u></p> <p>第5条 <u>主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>(助教諭の標準的な職務の内容)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(講師の標準的な職務の内容)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(教諭等の職務の遂行に係る留意事項等)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、飯塚市立学校管理規則(平成18年3月26日飯塚市教育委員会規則第20号)第15条に基づき、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。</p> <p>(助教諭の標準的な職務の内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(講師の標準的な職務の内容)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(教諭等の職務の遂行に係る留意事項等)</p> <p>第7条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。